平成２８年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領

１　目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

２　実施主体

愛知県

３　受講対象者及び事業所別申込人数の上限

サービス管理責任者研修

○　平成２８年１２月３１日時点で「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成１８年厚生労働省告示第５４４号）一イ（１）（一）に規定する実務経験期間を有していること。

第１分野介護	○　生活介護事業、療養介護事業を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者 ○　各事業所・施設１人とする。（ただし、定員が 61 人以上 100 人以下の場合は２人、101 人以上の場合は３人まで可とする。）
第２分野地域生活(身体)	○　自立訓練(機能訓練)事業を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者
第３分野 地域生(知的・精神)	○　自立訓練(生活訓練)事業、共同生活援助事業を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者 ○　各事業所・施設１人とする。 （ただし、定員が 31 人以上の場合は２人まで可とする。）
第４分野就労	○　就労移行支援事業、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）事業を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者 ○　各事業所・施設１人とする。（ただし、定員が 61 人以上の場合は２人まで可とする。）

児童発達支援管理責任者研修

○　平成２８年１２月３１日時点で「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成２４年厚生労働省告示第２３０号）一に規定する実務経験期間を有していること。

○　福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者

※障害者支援施設については、実施する日中活動サービスの分野を受講する。

４　研修内容

(1)　サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修カリキュラム

科目		区分	内容	時間数
サービス管理責任者※の役割に関する講義	障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割	共通	障害者総合支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割等について解説	2
	サービス提供のプロセスと管理	共通	サービス提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
	サービス提供者と関係機関の連携	共通	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2

アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	アセスメントとサービス提供の基本姿勢	分野別	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについての解説	3
サービス提供プロセスの管理に関する演習	「サービス提供プロセスの管理の実際　事例研究①」（アセスメント編）	分野別	標準的なサービス提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する。	4
	「サービス提供プロセスの管理の実際　事例研究②」（個別支援計画編）	分野別	障害内容等の異なる困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかと言った観点で演習を展開する。	3
	サービス内容のチェックとマネジメントの実際（模擬会議）	分野別	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する。	3

※児童発達支援管理責任者研修においては表中「サービス管理責任者」を「児童発達支援管理責任者」として実施

５　研修日程

	日　程	場　所
合同講義		
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	Ｈ２８．１０．１３（木）	鯱城ホール (名古屋市中区栄一丁目２３番１３号伏見ライフプラザ５階)
サービス管理責任者分野別講義・演習		
第１分野：介護	①Ｈ２８．１１．８(火)～９(水)	愛知県自治センター6 階 602・603 会議室 (名古屋市中区三の丸 3 丁目 1-2)
	②H２8.１１．２４(木)～２５(金)	
第２分野：地域生活(身体)	H28．１１．２１（月）～２２（火）	名古屋市総合リハビリテーションセンター (名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2)
第３分野：地域生活(知的・精神)	①H２8.１２.１２(月)～１３(火)	愛知県自治センター12 階 E 会議室 (名古屋市中区三の丸 3 丁目 1-2)
	②H２8.１２.１９(月)～２０(火)	愛知県自治センター6 階 602･603 会議室 (名古屋市中区三の丸 3 丁目 1-2)
第４分野：就労	①H２8.１１.１６(水)～ １７(木)	愛知県自治センター12 階 E 会議室 (名古屋市中区三の丸 3 丁目 1-2)
	②H28.11.30(水)～12．1(木)	
	③H２8.１２.７(水)～１２．８(木)	西三河総合庁舎１０階大会議室 （岡崎市明大寺本町１－４）
児童発達支援管理責任者研修講義・演習		
児童発達支援管理責任者	①H２8.１１.１４(月)～１５(火)	愛知県自治センター12 階 E 会議室 (名古屋市中区三の丸 3 丁目 1-2)
	②H２8.１１.２８(月)～ ２９(火)	
	③H28．１２．５（月）～6日（火）	西三河総合庁舎１０階大会議室 （岡崎市明大寺本町１－４）

注）
※研修時間及び受付時間は、受講決定通知により通知する。
※日程は、会場の都合等により変更する場合もあるため、受講決定通知に記載の日程及び場所を必ず確認すること。
※分野別等の講義・演習については複数回開催（第２分野は除く。）する内の、１回を受講することになるが、受講日程については、県において決定する。

６　申込方法等

(1)　提出書類

＜事業所＞

・「受講者推薦及び申込書」（別紙１）

※必ず事業所の代表者から推薦を受けること。また、必要事項の記入漏れがないようにすること。

＜市町村＞

・事業所が提出した「受講者推薦及び申込書」（別紙１）【紙媒体】

・「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦書」（別紙２）【電子媒体】

(2)　申し込み先

＜事業所＞

・事業所の所在する市町村役場

＜市町村＞

・愛知県健康福祉部障害福祉課相談支援グループ

(3)　申し込み期限

＜事業所から市町村役場への提出期限＞

・申し込み先である市町村が設定した期限

＜市町村から愛知県障害福祉課への提出期限＞

・平成２８年８月５日（金）期限厳守

(4)　定員

・第１分野、第３分野…各 128 名
・第４分野、児童発達支援管理責任者…各 240 名
・第２分野…8 名
合計 744 名

(5)　申込等の流れ図

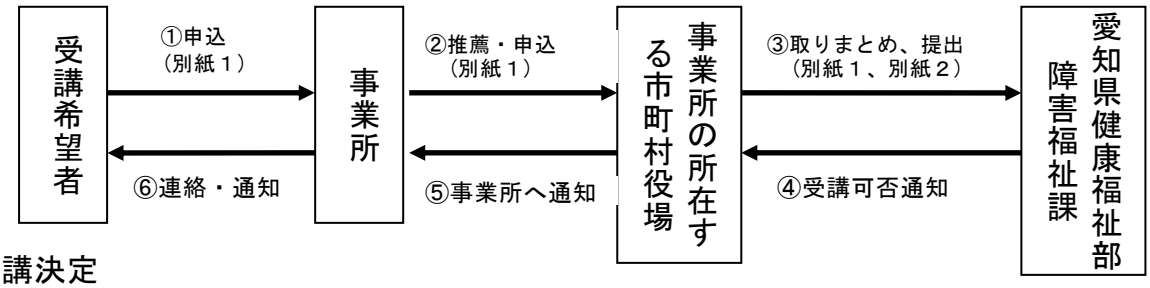

７　受講決定

（１）受講決定時期及び通知方法

平成２８年９月頃　愛知県障害福祉課から市町村あて通知する。

（２）受講決定にあたって考慮する事項

・既に事業を開始し、現在サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事しているが、経過措置等により研修が未受講となっている者であること。

・必要なサービス管理責任者等の研修を修了した者が退職、異動し、欠員となっている事業所であること。

・事業開始予定時期

＜経過措置＞

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の経過措置については、次のとおりであるので、計画的に研修を受講すること。

○　サービス管理責任者

・指定障害福祉サービス事業の開始日を起点とした 1 年間（ただし、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。）は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。

・やむ得ない事由によりサービス管理責任者が欠如した場合、当該事由発生日から起算して 1 年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。

○　児童発達支援管理責任者

・障害児通所支援事業の開始日を起点として 1 年間（平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。）は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。

・やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合、当該事由発生日から起算して 1 年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。

・過去に、サービス管理責任者研修（第 5 分野（児童））を修了しているものは、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

８　修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1)　修了証書の交付

県は定められた全科目を出席した者に対して、修了証書番号、修了年月日、生年月日、氏名及び修了分野（サービス管理責任者研修の場合）等を記載した修了証書を交付する。

(2)　修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理する。

９　申し込みにあたっての留意事項

(1)　研修参加者は、研修受講の意義・目的などを十分認識した上で、参加するようにしてください。

(2)　合同講義を免除された者を除き、全日程出席する必要があります。

(3)　受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。また、遅刻・早退は原則認めていません。

(4)　分野別の講義・演習は、**事前課題を基に演習等を行います。したがって、事前課題を実施しないで分野別の講義・演習に出席することはできません（欠席扱いとなります。）ので、必ず事前課題を実施し、指定された時間（分野別の講義・演習受付時）に提出し、出席してください。**

(5)　この研修は「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」になるための研修であり、各事業所の「管理者」や居宅介護事業所等の「サービス提供責任者」になるための研修ではありません。

(6)　受講料は、無料です。

(7)　受講決定をもって、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験を証明するものではありません。

(8)　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件は、実務経験とサービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者の場合は児童発達支援管理責任者研修）修了の他に、相談支援従事者初任者研修講義部分（2 日間連続）を受講する必要があります。

相談支援従事者初任者研修講義部分（２日間）

日程…平成２８年１０月４日(火)～５日(水)